



窓口でキャッシュレス決済▶

市窓口でのキャッシュレス決済が はじまります

市では、2月1日(水)から各種証明書の交付手数料や施設使用料などの支払いで、キャッシュレス決済とセミセルフレジが利用できるようになります。

キャッシュレス決済

クレジットカード、電子マネー、二次元バーコード決済での支払いを可能とする仕組みです。現金以外でも手数料などの支払いができるようになります。

セミセルフレジ

窓口で現金支払いをするときに、自分でレジにお金を入れ、釣銭も自分で受け取る形式のレジです。

キャッシュレス決済を利用できる窓口

(午前8時30分～午後5時15分 ※ウィーブルは午後5時まで)

- ・市民課★
- ・西合志総合窓口(御代志市民センター)★
- ・須屋支所★
- ・税務課
- ・ウィーブル
- ・泉ヶ丘支所★
- ・環境衛生課

★の窓口はセミセルフレジも設置しています

対象となる手数料

- ・住民票
- ・戸籍謄・抄本
- ・除籍謄・抄本
- ・印鑑登録証明書
- ・課税台帳記載事項証明書
- ・施設使用料(ウィーブルのみ)
- ・所得証明書
- ・評価証明書
- ・納税証明書
- ・犬の登録手数料
- など

※市民センターでの施設使用料などの支払いと、窓口での市税等納付書による納付は現金のみです

▼利用できるキャッシュレス決済サービス

決済種別	サービス名
クレジットカード	VISA、JCB、Mastercard など
電子マネー	nanaco、WAON、Suica、PASMO など
二次元バーコード決済	PayPay、d払い、楽天 Pay、auPAY など

※今後対応予定のものを含みます
※市の窓口で電子マネーのチャージ(入金)はできません



自宅でスマホ決済▶

バーコードが付いた納付書は 自宅でスマホ決済ができます

スマートフォンアプリ収納サービス(スマホ決済)

スマートフォン決済アプリを利用し、納付書に印刷されているコンビニ収納用バーコードを読み取り、市税などの納付ができるサービスです。

注意事項

合計額が30万円以下で、バーコードが印字されている使用期限内の納付書が利用できます。

対象となる税・保険料など

- ・軽自動車税(種別割)
- ・固定資産税
- ・市県民税(普徴)
- ・国民健康保険税(普徴)
- ・保育料
- ・上下水道料金(※LINE Payでの支払いは5万円未満まで)
- ・介護保険料(普徴)
- ・後期高齢者医療保険料(普徴)
- ・市営住宅使用料
- ・特公賃入居者負担金
- ・駐車場使用料

▼利用できるスマートフォン決済アプリ

二次元バーコード決済	PayPay、LINE Pay、PayB、支払秘書、J-Coin Pay
------------	--------------------------------------

●問い合わせ先 企画課 デジタル化推進班 ☎248-1977

65歳以上限定 歌って笑って

音楽レクリエーション講座(指導者向け)

●申し込み・問い合わせ先 高齢者支援課 包括支援センター(ウィーブル内) ☎(248)1126

高齢者が所属する各団体の役員向けに音楽レクリエーション講座を開催します。

音楽講師が音楽に合わせた軽運動や口腔体操を教えます。

簡単なレクリエーション道具の作成方法を紹介し、道具を使った音楽体操を体験する講座です。

講座での学びを地域に持ち帰り、高齢者サロンや老人クラブの活性化に活用してください。

▼対象

65歳以上で、高齢者サロンや老人クラブなどの団体に役員をしている人

▼定員

先着20人

※応募多数の場合は、同一団体からの参加者は3人までとします

▼申込方法

電話

※申込時に高齢者サロンや老人クラブなどの団体名を伝えてください

▼受講費

無料

▼申込開始日

1月10日(火)

▼持ってくる物

運動靴(室内用)、筆記用具

※動きやすい服装で来てください

とき	ところ	内容
2月7日(火)	午前10時～11時30分 ウィーブル多目的室B	音楽を使った介護予防とは 身体活動、季節のうた
2月14日(火)		アイスプレイングを学ぶ 音楽を使って、講習前に参加者の緊張をほぐす方法の紹介
2月21日(火)		レクリエーション道具の作成 作成した簡単な楽器での演奏
2月28日(火)		道具を使うレクリエーション 身近な道具を用いた音楽体操

65歳以上の人へ交付します

介護保険認定に基づく障害者控除対象者認定書

●問い合わせ先 高齢者支援課 介護保険班 ☎(248)1102

要介護認定を受け一定の基準に当てはまる65歳以上の人に、障害者控除対象者認定書を交付します。確定申告で所得税・住民税の障害者控除を受けることができます。

※障害者手帳をお持ちの人は、申請不要です

▼必要書類

①申請書(受付窓口と市ホームページにあります)



- ②委任状または対象者の介護保険被保険者証(原本)
 - ③申請者の本人確認書類(運転免許証など)
- ※市外で要介護認定を受けている場合は同意書の提出も必要になります。詳しくはお尋ねください

▼受付窓口

高齢者支援課、西合志総合窓口(御代志市民センター)、泉ヶ丘支所、須屋支所

お気軽にご相談ください

司法書士による成年後見制度相談会(無料)

●問い合わせ先 高齢者支援課 包括支援センター(ウィーブル内) ☎(248)1126

成年後見制度に関する疑問や心配、悩みなどの相談に司法書士が応じます。

▼成年後見制度とは

認知症や障がいなどにより判断能力が十分でない人が、不利益を受けないよう支援し、権利や財産を守る制度です。

▼相談例

- ・自分が認知症になった時が心配
- ・認知症や障がいのある家族のことが心配 など

▼とき

2月15日(水) 午前中

※予約制です。事前申し込みが必要

▼ところ

ウィーブル相談室

▼申込方法

電話